

入札公告
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

公告第 18 号
令和 7年 6月 3日

分任契約担当官
陸上自衛隊飯塚駐屯地
第366会計隊飯塚派遣隊長 卯津江 一幸

1 業務概要

- (1) 業務の名称 106号建物他便所改修設計
- (2) 業務内容 本業務は、建築(総合)実施設計、機械・電気設備設計業務である。内訳については、仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和 7年10月31日まで
- (4) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「C」以上の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 次に示す同種業務について、元請けとして平成27年4月1日から入札公告日までに一度までに、完了又は引き渡し完了した業務の実績を有すること。
・同種業務:
便所改修設計業務

なお、当該実績が平成16年4月1日以降に契約した防衛省旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部(以下「旧防衛施設局等」という。)を含む。)の業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の業務評定点(総合点)が65点未満のものを除くこと。

(6) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

(7) 第366会計隊飯塚派遣隊が発注した業務のうち、令和5年度及び令和6年度に完了又は引き渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

(8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(ウ)までに示す条件をすべて満たす者である。

(ア) 平成27年4月1日から入札公告日までに完了又は引き渡し完了した業務のうち、次に示す同種業務においての経験を有する。

・ 同種業務

便所改修設計業務

なお、当該経験が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関(契約担当官が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。(旧防衛施設局等を含む。))の業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。

(イ) 令和7年6月3日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)が5億円未満かつ10件未満である。

ただし、令和7年6月3日現在の手持ち業務に第366会計隊飯塚派遣隊と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

(ウ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(10) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利の実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 〒820-0064 福岡飯塚市津島282
陸上自衛隊飯塚駐屯地 第366会計隊飯塚派遣隊契約班
担当 吉田、卯津江
TEL 0948-22-7651 内線385、380
FAX 0948-22-7053 直通

イ 仕様書の内容に関する問い合わせ先

陸上自衛隊飯塚駐屯地 業務隊 管理科
担当 杉本、高巢
TEL 0948-22-7651 内線734、733

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和7年6月3日から令和7年7月17日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。)の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和7年6月17日 午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和7年7月17日 午後3時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年7月18日 午前10時00分

イ 場所 陸上自衛隊飯塚駐屯地 会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金

納付。ただし、金融機関若しくは保障事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無。

(9) 契約書作成の要否

要。遅滞なく作成する。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(11) 開札時に代表者以外の者が参加する場合は、当日に委任状を提出するものとする。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。